西宮市大腸がん検診実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 及び健康増進法施行規則（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 に基づく健康増進事業として、並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診として、大腸がん検診を実施し、大腸がんの早期発見を図り、健康の保持増進に資することを目的とする。

（対象及び受診回数）

第２条　当該年度４０歳以上の西宮市民とする。この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせない。

２ 受診回数は、同一者について年度に１回とする。

（実施機関）

第３条　市が委託する医療機関（以下「委託医」という。）および検診機関において実施する。

（検診内容）

第4条　検診の内容は、次のとおりとする。

（1）問診

（2）便潜血検査（免疫法、2日法）

（検診の委託）

第5条　市は、大腸がん検診業務のうち、問診、便潜血検査、結果判定、結果通知及び事後指導、報告等を検診実施機関、委託医、検査機関等に委託する。

２ 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

（受診方法）

第６条　受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

（検診費用）

第７条　大腸がん検診の自己負担金として、集団検診600円、個別検診1，200円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、次の各号に該当するものは、自己負担金を徴収しないものとし、下記の（２）（３）について、受診前に市に申請し、「無料受診票」の交付を受けた後に受診するものとする。

（1）当該年度70歳以上の者

（2）生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けている者

（3）市県民税非課税世帯に属する者

（結果通知及び事後指導）

第８条　結果通知は、次のとおりとする。

（1）集団検診の場合、市は、検診結果を4週間以内に速やかに受診者に通知し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

（2）個別検診の場合、委託医は、検診結果を2週間以内に受診者に直接説明し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

２ 市は、精密検査を要する者の受診状況並びに受診結果を把握するとともに、未受診者に対

して受診の勧奨に努める。

（精密検査に要する費用）
第９条　精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が全額負担する。

（記録の整備及び秘密の保持）
第10条　検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査の確定診断結果を記録するものとする。
２　この要綱による大腸がん検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（検診の周知）
第11条　市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

（規定外事項）
第12条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付　則
（施行期日）
この要綱は、平成４年６月15日から施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成５年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成７年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成８年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成10年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成12年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成14年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成18年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成20年４月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日から改正して施行する。